

前橋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正 について（議案第24号）

社会福祉課
こども施設課
介護保険課

1 改正の理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令等の改正に伴い、関係する次の条例について所要の改正を行う。

- (1) 前橋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- (3) 前橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 前橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (8) 前橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (9) 前橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (10) 前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (11) 前橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (12) 前橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

2 主な内容

- (1) 電磁的方法により交付する文書の記録媒体について、使用可能な媒体を磁気デ

ディスク、シー・ディー・ロム等の特定の媒体から「電磁的記録媒体」に改める。

(1の(1)から(12)までの条例)

- (2) 特定教育・保育施設は、当該施設の運営規程の概要等利用申込者の施設の選択に資すると認められる重要事項をインターネット上に掲載し、公衆の閲覧に供しなければならない。(1の(2)の条例)

3 施行期日

公布の日(ただし、2の(2)については、令和6年4月1日)